

健移発 0219 第1号  
平成 27年2月19日

公益社団法人

日本臓器移植ネットワーク

理事長 野本 亀久雄 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

移植医療対策推進室長



脳死下での臓器提供におけるレシピエント候補者への  
意思確認の早期化について

脳死下での臓器提供にあたって、これまで、貴法人の実施する臓器あっせん業務では、レシピエント候補者に対する意思確認はドナーに関する第2回目の法的脳死判定終了後に開始されていたところであるが、今後は、平成27年1月14日（水）に開催された第42回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしたので、適切に対応されたい。

## 記

### 1 趣旨及び取扱の変更内容

#### (1) 趣 旨

レシピエント候補者への意思確認のタイミングを早期化し、レシピエント候補者の意思確認や臓器提供施設に移植担当医が集まる時間の確保、臓器摘出手術までの時間の短縮によるドナー家族の負担軽減等を図るものである。

#### (2) 取扱の変更内容

脳死下での臓器提供にあたり、これまで、第2回目の法的脳死判定終了後にレシピエント候補者への意思確認を開始していたものを、第1回目の法的脳死判定終了後であれば第2回目の法的脳死判定終了前でも開始して差し支えないものとする。

### 2 取扱変更にあたっての留意事項

上記取扱の変更在先立ち、具体的なあっせん事例において下記の留意事項への対応も含め適切な取扱ができるように、業務の流れの文書化を含めて十分な準備を行うこと。また、現在進めていただいている業務基準書の体系化の中で、本件

についても扱うようにすること。

- ① 意思確認のタイミングを可能な限り早期化することを前提としつつ、ドナー家族及びレシピエント候補者のケアに加えて適切なレシピエント選択が実施できる体制の確保に留意すること。
- ② レシピエント候補者には、法的に死亡が確定するのは第2回目の法的脳死判定終了時となること及び臓器提供自体はまだ確定ではないことが必ず伝わるようにすること。
- ③ レシピエント候補者への意思確認の開始が、臓器提供の承諾の撤回の意思表示を制約することにならないよう、ドナー家族への説明にあたっては、細心の注意を払うこと。
- ④ ドナーとなる患者の容体の急変等により結果的に臓器提供に至らなくなった場合に、ドナー家族に加えてレシピエント候補者への説明や心理的なケアを適切に行うこと。

### 3 取扱変更の開始時期

上記取扱の変更の開始時期については、貴法人において上記の準備が完了した時点で状況を報告していただいた上で、その内容等に基づき別途お示しすることとしているので、ご留意願いたい。

平成27年3月16日

公益社団法人  
日本臓器移植ネットワーク  
理事長 野本 亀久雄 殿

厚生労働省健康局疾病対策課  
移植医療対策推進室長

脳死下での臓器提供におけるレシピエント候補者への  
意思確認の早期化等について

標記について、当職から貴職宛の健移発 0219 第 1 号 2 月 19 日付通知により、脳死下での臓器提供におけるレシピエント候補者への意思確認の早期化について貴法人としての所要の準備を依頼し、その完了を当職として確認できた時点で新たな扱いの具体的な開始時期について別途お示しすることをお伝えしたところです。

そのような中、先日、貴法人においてあっせん業務誤りが発生し、当省からの立入検査を先週実施したところですが、今後は、当該検査の結果も踏まえた再発防止策の検討その他業務の立て直しを貴法人として最優先に行っていただく必要があるものと認識しておりますし、現時点では、貴法人として2月19日付通知に沿った準備をしていただく余裕は無いものと考えております。

それにもかかわらず、昨日開催された平成 26 年度脳死下臓器提供施設研修会（中日本地区）において、貴法人副理事長が、プログラムに特段載っていないにもかかわらず、開会挨拶を行う担当理事に対して、上記の意思確認早期化を含む先日の臓器移植委員会における決定事項についてあえて言及するように指示し、指示を受けた担当理事の発言により、そのような新たな扱いがすぐに可能となるような誤解を与える可能性があったと聞いております。

これについては、今後、このような混乱を招かないよう、貴法人を取り巻く状況について副理事長も含めて十分に認識の共有を図っていただいた上で、貴法人としての情報発信は正確におこなっていただくようお願いいたします。